

平成29年度上半期の財政状況

各事業の展開

平成29年度は、「第4次三鷹市基本計画(第1次改定)」における中期計画期間の3年目であり、計画期間の中核的な年度に当たります。「都市再生」と「コミュニティ創生」の2つの最重点プロジェクトを中心に、後期計画期間を見据えて、効果的かつ着実に事業を実施しています。

市有財産の概況

(平成29年9月30日現在)

平成28年度末と比較して、市有物件では、土地が2,866.41㎡の増、建物が33.08㎡の減になっています。

土 地

市有物件／751,145.61㎡
借用物件／ 42,008.66㎡
合 計／793,154.27㎡

建 物

市有物件／334,309.61㎡
借用物件／ 6,798.70㎡
合 計／341,108.31㎡

車 両

合 計／103台
※借用車両5台を含む。

	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計	688億9,265万円	329億 407万円	47.8%	298億2,851万円	43.3%
国民健康保険事業特別会計	204億2,244万円	81億7,338万円	40.0%	81億2,907万円	39.8%
下水道事業特別会計	39億1,409万円	13億4,887万円	34.5%	11億3,331万円	29.0%
介護サービス事業特別会計	10億 93万円	4億2,508万円	42.5%	5億2,982万円	52.9%
介護保険事業特別会計	127億9,432万円	57億1,729万円	44.7%	50億3,112万円	39.3%
後期高齢者医療特別会計	39億7,376万円	19億5,818万円	49.3%	12億7,844万円	32.2%
合 計	1,109億9,819万円	505億2,687万円	45.5%	459億3,027万円	41.4%

市の財政は健全に運営されています

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政の健全度を測る4つの指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)と公営企業(下水道事業)の資金不足比率について算定した結果を公表します。

いずれかの指標が「早期健全化基準」以上になると、議会で「財政健全化計画」を議決し、自主的な改善努力により財政健全化を図ることになります。また、「財政再生基準」以上の指標がある場合は、いわゆる「財政破たん」とみなされ、国などの関与による財政再建に取り組むこととなります。

平成28年度決算から算出した市の各指標は、いずれも基準値を大きく下回り、財政の健全性が維持されています。今後も「三鷹市自治基本条例」で定める自治体経営の趣旨に従い、適切な情報公開・提供を行いながら、健全な自治体経営を進めていきます。

健全化判断比率など(平成28年度)			
指 標	三鷹市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率……標準財政規模(※)に対する一般会計などの実質赤字額の割合	赤字額が発生していないため、表示される数値はありません。	11.46%	20.00%
連結実質赤字比率……標準財政規模に対するすべての会計の実質赤字額(または資金不足額)の割合	赤字額が発生していないため、表示される数値はありません。	16.46%	30.00%
実質公債費比率……標準財政規模などを基本とした額に対する実質的な公債費(市の借金の返済金)に充てられた一般財源の額の割合(3力年平均値)	3.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率……標準財政規模などを基本とした額に対する一般会計などが将来負担すべき実質的な負債額の割合	18.6%	350.0%	
資金不足比率……公営企業での資金不足額の事業規模に対する割合	不足額が発生していないため、表示される数値はありません。	20.0%(経営健全化基準)	

※標準財政規模……地方公共団体の財政規模を比較するための数値として、地方税や地方交付税などの経常的に収入される一般財源の額を、全国統一的な算式により算出したものです。使途が特定されない財源である一般財源の大きさであり、基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となる数値です。

◎実質公債費比率
数値が高いほど、公債費などによる財政負担の度合いが高いと判断されます。早期健全化基準は25.0%、財政再生基準は35.0%ですが、三鷹市はこれを大きく下回る3.8%にとどまっています。

◎将来負担比率
数値が高いほど、将来的に財政が圧迫される可能性が高いと判断されます。早期健全化基準は350.0%ですが、三鷹市はこれを大きく下回る18.6%にとどまっています。

日本無線(株)三鷹製作所跡地C地区の売却に係る公募型プロポーザルを実施します

問生活経済課☎内線2542

同製作所の閉鎖に伴い、平成28年度に市が同社から購入した土地のうち、C地区(下連雀5-1内の市有地)を都市型産業等を集積する地区として利活用するため、公募型プロポーザルにより選定した事業者へ売却します。応募に当たっては、12月15日(金)まで同課で配布している募集要項(市ホームページからも入手可)を十分にご確認ください。

◆事業者の選定方法

事業者から提案を募集し、選定委員会において審査のうえ、優先交渉事業者を選定します。選定に当たっては、移転後の事業概要や雇用計画、周辺環境への配慮、買取希望価格などの提案内容を総合的に評価します。

◇売却対象地

区画A 所在地(地番)：下連雀5-930-48 地積：1,481.48㎡

区画B 所在地(地番)：下連雀5-930-49 地積： 391.53㎡

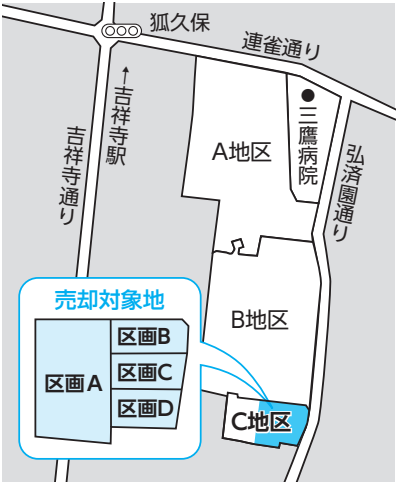
区画C 所在地(地番)：下連雀5-930-50 地積： 391.53㎡

区画D 所在地(地番)：下連雀5-930-51 地積： 391.53㎡

※区画の詳細は、同課で配布している物件概要書、区割図をご確認ください(市ホームページからも入手可)。

◆応募受け付け

申 12月4日(月)～27日(水)午後5時15分に必要書類を同課(第二庁舎2階)へ



12月は地球温暖化防止月間

問環境政策課☎内線2523

- ◆家庭でできる地球温暖化防止への取り組み
—身近な取り組みを続けていきましょう—
- 暖房時の室温は20度に。外出や就寝の20分前を目安に切り、使用時間を1日1時間短縮しましょう
 - 白熱電球をLED電球などの省エネ・長寿命の照明に取り替えましょう
 - 風呂は短時間でもふたを閉めたり、家族が続けて入ることで追いだきや自動保温を少なくしましょう
 - 冬は冷蔵庫の設定温度を「弱」に替えましょう
 - 温水洗浄便座の温度は控えめに。便座のふたを閉めて、放熱を防ぎましょう
- ◆環境活動の表彰対象を募集します
- 市では、市民・団体・事業者が行った先導的な環境活動に対し、「三鷹市環境基金」を活用して表彰します。優れた活動には、賞状と記念品を贈呈します。
- ◇対象活動
- 「環境啓発活動の推進」「エネルギーの効率的利用」「ごみの減量」「地域の美化」「緑化の推進」など、環境保全への先導的な活動で、広く紹介できるもの(自薦・他薦を問いません)
- 人 市民、市内の学校・学級、市民が主体となって活動する非営利サークル・団体、市内に事業所を有する事業者
- 申 平成30年1月15日(月)までに所定の推薦書と添付書類を同課(第二庁舎2階)へ